

大田区生活保護受給者に対するメンタルケア
支援業務委託事業者募集要領

令和6年10月1日
大田区

1 件名

大田区生活保護受給者に対するメンタルケア支援業務委託

2 目的

大田区で生活保護を受給している精神障がい者及び精神的疾患のある者に対して、自立に向けた個別支援を行うため、生活福祉課にメンタルケア支援員を配置して業務を実施する事業者を募集する。

3 委託内容

別紙「仕様書（案）」のとおり。

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

契約は単年度限り。また、次年度以降契約更新の可能性有（初年度を含め3年を限度とする）。ただし、当該年度予算の議決、前年度までの履行状況及び同規模での本業務継続決定等の条件により、年度契約の更新を保証するものではありません。

5 履行場所

大田区福祉事務所内の各課

- (1) 大森生活福祉課 大田区大森西一丁目12番1号（大森地域庁舎2階）
- (2) 調布生活福祉課 大田区雪谷大塚町4番6号（調布地域庁舎5階）
- (3) 蒲田生活福祉課 大田区蒲田本町二丁目1番1号（蒲田地域庁舎4階）
- (4) 糎谷・羽田生活福祉課 大田区東糎谷一丁目21番15号（糎谷・羽田地域庁舎3階）

6 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、第一次審査（書類選考）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）で選定する。
- (2) 第一次審査は、提出書類について応募内容の審査を行う。
- (3) 第二次審査は、第一次審査を通過した事業者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、総合点の最も高い者及び次点の者の2者を選定する。
- (4) 審査結果については、第一次審査の結果を令和6年12月上旬、第二次審査の結果を令和7年1月中旬に文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申立等は、通知の文書が届いてから1週間までとし、それ以降は不可とする。
- (5) 審査結果は、大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する候補先事業者を選定するものであり、契約決定は契約担当課において行う。なお、下記9に掲げる応募資格を喪失した場合は契約できないものとする。
- (6) 総合点の最も高い者が応募資格を喪失した場合は、次点の者と契約する。

7 限度額（参考）

令和6年度契約金額 41,575,406円

※審査にあたっては最低制限価格を設けることとする。

8 評価内容

以下の評価項目にて、「大田区生活保護受給者に対するメンタルケア支援業務委託事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員会が行う。

(1) 第一次審査（業務評価及び価格評価の総合審査）

ア 業務評価

No.	評価項目	審査内容
1	法人理念・方針	法人理念や方針と本業務との関連性等
2	受託実績	メンタルケア支援業務等福祉に関する受託実績
3	従事者の経験・スキル	従事者（メンタルケア支援員）の確保、人員、能力
4	管理体制	一体的な管理体制と責任者の配置
5	従事者への教育・研修	従事者（メンタルケア支援員）に対する教育・研修
6	個人情報保護	個人情報保護の考え方や実施体制
7	危機管理体制	トラブル時の対応策
8	対象者への働きかけ	対象者への係り方、働きかけ
9	他支援機関との連携	病院その他の支援機関との連携
10	他専門職との連携	地区担当員等との連携

イ 価格評価（経費見積書記載金額）

No.	評価項目	審査内容
1	費用対効果	コストは妥当か

(2) 第二次審査（第一次審査結果及びプレゼンテーション評価の総合審査）

ア プレゼンテーション評価

No.	評価項目
1	プレゼンテーション
2	質疑応答
3	全体評価

9 応募資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 法人税、消費税、地方消費税及び法人事業税等を滞納していないこと

(3) 次のいずれかの法人であること

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号又は第4号に規定する法人

オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号又は第3号に規定する法人

カ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組

- 合及び消費生活協同組合連合会
- キ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
 - ク 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合
- (4) プロポーザル申込者又はその役員等が以下の項目に該当していないこと
- ア 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する場合
 - イ 暴力団員を雇用している場合
 - ウ 暴力団又は暴力団員を利用していると認められる場合
 - エ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

10 配布書類等

- (1) 配布書類
 - ア 仕様書（案）
 - イ メンタルケア支援事業実施要領
 - ウ 応募提出書類一式
 - エ 個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項
- (2) 配布期間
令和 6 年 10 月 1 日（火）から 10 月 31 日（木）まで

11 応募提出書類

No.	提出書類	様式
1	大田区生活保護受給者に対するメンタルケア支援業務委託プロポーザル応募について	様式 1
2	法人概要（事業経歴、法人の概要、受託実績のわかる資料）	様式 2
3	メンタルケア支援（健康管理支援）業務等官公庁受託実績書	様式 3
4	運営取組及び教育・研修について	様式 4
5	個人情報保護について	様式 5
6	危機管理体制について	様式 6
7	メンタルケア支援業務の内容について	様式 7
8	経費見積書	様式 8
9	① 履歴事項全部事項証明書（登記簿謄本）[正本] ② 納税証明書その 1（「法人税」）[正本] ③ 納税証明書その 1（「消費税及び地方消費税」）[正本] （納付すべき税額が「無」又は「0」の場合も提出必要） ④ 法人事業税（「地方法人特別税」を含む）の納税証明書 [正本]（都）税徴収金の滞納を受けた者でないことの証明でも可	—
10	質問票	様式 9
11	辞退届（応募後辞退の場合のみ）	様式 10

注意事項

- 1 各書類の提出部数は正本1部（社印及び代表者印を押印）及び副本9部（提出する副本は、法人を特定できる情報（法人名称、代表者氏名等）を必ず消去すること。パンフレット等を添付する場合も同様）の合計10部用意すること。
※副本は事前に1部提出し、消除箇所についての確認を受けた後、指摘事項等を修正し、残りの8部を提出してください。
- 2 提出書類には通しページ番号を付けて提出すること
- 3 印刷物で法人概要等があれば様式2に添付すること（通しページは不要）
- 4 各様式については、概ね様式の体裁となっていれば、応募者がワード、エクセル等を使っての作成を可とします。
- 5 提出書類は返却しません。

12 応募書類の提出

- (1) 提出期限
令和6年10月31日（木）午後5時
- (2) 提出先
大田区福祉部蒲田生活福祉課自立支援促進担当
大田区蒲田本町二丁目1番1号 蒲田地域庁舎1階
電話 03-5713-1382
- (3) 提出方法
必ず来庁日時の事前連絡及び確認を行った上で、応募書類一式を揃え、担当宛て持参してください。
- (4) 質問について
業務内容及び提出書類等についての質問は、10月15日（火）までメールで受け付けます。
受け付けた質問の回答は10月22日（火）頃にホームページへ掲載してお知らせします。
【メールアドレス】 ka-sefu@city.ota.tokyo.jp
- (5) 辞退について
応募書類提出後、辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出すること

13 プレゼンテーション

令和6年12月17日（火）にプレゼンテーションを実施する（第1次審査上位3法人のみ）。
時間は1法人につき25分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）とする。
なお、集合時刻、場所等は決定次第、別途通知する。

14 選定結果

令和7年1月中旬に契約担当課への推薦業者（候補事業者）を選定する。

15 その他

- (1) 本応募に係る一切の費用は、応募事業者の負担とする。
- (2) 最終的な契約金額については、選定した事業との協議の上取り決める。
- (3) 議会において予算が否決された場合、本事業は実施しない。

担当（提出先）

大田区福祉部蒲田生活福祉課

自立支援促進担当 篠原、小川

〒144-0053 大田区蒲田本町二丁目1番1号

蒲田地域庁舎1階

電 話 03-5713-1382 F A X 03-5713-1113